相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所神奈川県小田原市曽我岸一四八番地　永耕園
被相続人　亡　安城輝春こと　金　輝春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
神奈川県中郡二宮町富士見が丘一丁目二六番一一号　相続財産管理人　立岡　洋次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市粟野西五丁目三〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙木　正生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
事務所岐阜市端詰町五六番地ＪＡぎふビル別館三階廣瀬小島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣瀬　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市上伝馬町九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石田　容子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
愛知県蒲郡市竹谷町錦田三三番地の九
相続財産管理人　永川　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区新宿二丁目八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柴田　鉦也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
事務所名古屋市中区丸の内二―一―三〇丸の内オフィスフォーラム七階川口法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川口　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市金沢町市川四番第二地、最後の住所愛知県豊橋市西小田原町五九番地　被相続人　亡　冨安　啓之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
愛知県豊橋市小畷町四四五番地廣田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市馬場町一丁目二一番地、最後の住所大阪府守口市馬場町一丁目三番三〇号　被相続人　亡　岸川　儀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市稲葉四丁目三五四番地、最後の住所大阪府東大阪市稲葉四丁目四番八号　被相続人　亡　西岡栄美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一
相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市越前町二丁目三一番地の二、最後の住所兵庫県伊丹市鈴原町一丁目一二番地の二　被相続人　亡　宮﨑　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
事務所兵庫県伊丹市西台四丁目一番二九号ＹＫビル四階
相続財産管理人　司法書士　迫田　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所兵庫県伊丹市昆陽三丁目二八一番地　被相続人　亡　林　政次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
事務所兵庫県伊丹市西台四丁目一番二九号ＹＫビル四階
相続財産管理人　司法書士　迫田　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区博多駅前三丁目三二八番地、最後の住所福岡市博多区那珂一丁目三一番二八―二〇四号　被相続人　亡　千種　一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
福岡市中央区大名二丁目一〇番三号シャンボール大名Ｃ棟一〇〇五号
相続財産管理人　稲益　龍敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市国府三丁目六九七番地、最後の住所熊本市国府三丁目三番二号　被相続人　亡　乙丸　政和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
事務所熊本市水前寺公園二三番七号
相続財産管理人　弁護士　河津　和明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字餅原一二三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新地　信良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二十四日
宮崎県都城市上町一三―一八都城ＳＴビル六階　吉谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉谷　友和

清算結了のお知らせ

当社は、平成二十一年九月十八日開催の臨時株主総会の決議により、清算を結了致しましたので、お知らせします。

平成二十一年九月二十四日
東京都千代田区内神田二丁目七番十三号
株式会社国民銀行
清算人　岡﨑　教行

清算第10期決算公告

平成21年9月24日
東京都千代田区内神田２丁目７番13号
株式会社国民銀行
清算人　岡﨑　教行

貸借対照表の要旨
（平成21年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	現金預け金	0
	その他の資産	0
	合計	0
負債及び資本の部	資本金	12,474,000
	資本剰余金	16,718
	欠損金	12,490,718
	合計	0

㈱　清算価額と帳簿価額は同額のため清算価額のみ記載してあります。

第１期決算公告

平成21年９月24日
東京都渋谷区代々木一丁目11番２号
代々木コミュニティビル３階
イースル株式会社
代表取締役　大久保勝広

貸借対照表の要旨（平成21年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,066
	固定資産	4,113
	合計	20,179
純資産の部負債及び	流動負債	25,673
	固定負債	20,424
	株主資本金	△25,918
	資本金	10,000
	利益剰余金	△35,918
	その他利益剰余金	△35,918
	合計	20,179

㈱　当期純損失　35,918千円